

道路愛称設定事業の概要

1 目的

市が管理する道路に道路愛称を設定することにより、道路に対する親近感及び市民生活における利便性の向上を図ることを目的とします。

2 道路愛称の募集概要

- (1) 対象道路 道路愛称が設定されていない主要な道路から延長、幅員、交通量及び公共施設等への案内性の各項目を点数化し、合計点数の高い上位10区間・13路線
- (2) 周知方法 市報（10月1日号）及び市ホームページへの掲載、対象道路上への看板設置、対象道路近隣の自治会、商店会及び市立小・中学校への案内、市内公共施設での応募用紙の配布により周知
- (3) 募集期間 令和4年10月1日（土）から10月31日（月）まで
- (4) 応募資格 市内に居住する方又は在勤・在学する方
- (5) 応募方法 文書、電子メール、FAXでの提出又はウェブ投票

3 道路愛称の設定までの流れ

(1) 選定委員会の設置

小平市長は、小平市道路愛称選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会からの道路愛称案の選定結果を受け、道路愛称を設定します。

(2) 選定委員会の構成

	職務名等	備考
委員長	都市開発部 都市建設担当部長	主管部長
副委員長	都市開発部 道路課長	主管課長
委員	企画政策部 秘書広報課長	広報担当
委員	都市開発部 交通対策課長	道路管理者
委員	市民5人以内	※下記(3)参照

(3) 市民の委員の選任

市民の委員は、小平市道の道路ボランティア活動により公益社団法人日本道路協会から道路功労者表彰を受けた個人又は団体の代表者であって、現にボランティア活動を継続して行っている方の中から選任しました。

(4) 市民の委員の謝礼

市民の委員への謝礼については、開催1回当たり1人6,000円とします。

(5) 道路愛称の設定基準

- ① 原則として「通り」、「街道」又は「道」で終わる名称とすること。
- ② 特定の人物、企業等の名称を用いないこと。ただし、歴史的な名称及び故人となっている著名な文化人の名称を除く。
- ③ 差別的な表現その他の公序良俗に反する用語を用いていないこと。
- ④ 場所の分かりやすさ、読みやすさ及び聞きやすさを考慮すること。

(6) 選定方法

選定委員会は、道路課があらかじめ審査した上記(5)の①から③までに適合した対象道路ごとの道路愛称案について、(5)の④について検討・評価します。

4 結果の発表

市報及び市ホームページに掲載します。

5 記念品

道路愛称案を採用された応募者に対し、記念品（2,000円相当）を贈呈します。ただし、同一の道路愛称案を提案した者が複数いた場合は、記念品の贈呈者は道路課が抽選して決定します。

6 道路愛称設定のスケジュール（予定）

令和4年11月14日	第1回選定委員会（現地視察、提案紹介）
令和5年1月16日	第2回選定委員会（検討・評価）
令和5年3月20日	市報及び市ホームページで道路愛称を周知
令和5年3月下旬	記念品贈呈
令和5年度以降	道路愛称の標示板等を設置